

令和 7 年 1 2 月定例会会議録

令和 7 年豊郷町議会 1 2 月定例会は、令和 7 年 1 2 月 5 日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	長谷川 貴 康
2 番	西 山 一 男
3 番	井 上 喜美子
4 番	本 田 清 春
5 番	辻 本 勇
6 番	中 島 政 幸
7 番	村 岸 善 一
8 番	前 田 広 幸
9 番	西 澤 博 一
1 0 番	鈴 木 勉 市
1 1 番	河 合 勇
1 2 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第 1 2 1 条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総務課長兼企画振興課長	清 水 純一郎
税 務 課 長	山 田 篤 史
保 健 福 祉 課 長	辰 見 栄 子
医 療 保 険 課 長	小 西 直 美
住 民 生 活 課 長	森 ちあき
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹
産 業 振 興 課 長	岡 村 浩 孝

上 下 水 道 課 長	中 山 圭 史
教 育 次 長	西 山 喜代史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	森 本 智 宏
書 記	加 藤 咲希子

5、提案された議案は次のとおり

議第63号	豊郷町下水道使用料条例の一部を改正する条例案
議第64号	町道路線の変更について
議第65号	町道路線の認定について
議第66号	令和7年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）
議第67号	令和7年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議第68号	令和7年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議第69号	令和7年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
議第70号	令和7年度豊郷町水道事業会計補正予算（第3号）
議第71号	令和7年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第2号）
議第72号	豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案
発議第7号	豊郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案
発議第8号	多様な民意を切り捨てる比例定数削減に反対する意見書（案）
発議第9号	議員派遣の件

中島議長 皆さん、おはようございます。定刻より少し早いですが、これより、令和 7 年 12 月第 4 回豊郷町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 12 名で、会議開会定足数に達しております。よって、第 4 回定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前 8 時 57 分)

最初に留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき、規則を遵守願います。お手元の携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をお慎みください。また、採決の際は、みだりに離席をしないようお願いいたします。そうした中でも特にお願いをしておきたいことは、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えて発言はされませんようお願いいたします。会議規則の規定を遵守し、円滑なる議会の運営にご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録の署名議員は、議会規則第 127 条の規定により、1 番、長谷川貴康君、2 番、西山一男君を指名いたします。

日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から 12 月 22 日までの 18 日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

議 員 異議なし。

中島議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より 12 月 22 日までの 18 日間と決しました。

日程第 3、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法の規定により、令和 7 年 7 月分から 9 月分の現金出納検査結果ならびに定期監査報告が議会に提出されていますから、ご了承願います。

次に、地方自治法の規定により、本定例会の説明員として、お手元に配付の文書のとおり、あらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承願います。

次に、議長公務としての報告事項ならびに一部事務組合議会の結果報告が提出されています。お手元に配付しているとおりですので、ご了承ください。

次に、議会広報常任委員会報告を行います。去る 11 月 25 日付で、辻本勇議

員から、議会広報常任委員会委員長の職を辞したいとの辞任願が議会広報常任委員会に提出されましたことから、豊郷町議会委員会条例第１２条１項の規定に基づき、委員会において許可されました。これに伴い、後任に、西澤博一議員が議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員に就任しましたことをご報告いたします。また、副委員長の後任には辻本勇議員が就任したことをご報告いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

これで諸般の報告を終わります。

日程第４、議第７２号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 皆さん、おはようございます。本日、令和７年第４回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼申し上げます。また、皆様方には平素より本町の行政運営に対しまして格別のご高配を賜っておりますこと、重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、今期定例会には、条例改正２件、令和７年度豊郷町一般会計各特別会計及び各事業会計の補正予算案件６件、その他の案件２件の計１０件の議案を提案させていただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議第７２号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。近年、公務中や公務外での職員不祥事があり、多くの方々にご迷惑やご心配をおかけしたこと、誠に遺憾であり、心よりおわびを申し上げます。職員に対しては、日々地方公務員としての自覚を持ち、また、全体の奉仕者であるという観点に立ち、職務を遂行するよう指導し、綱紀粛正に取り組んでまいりましたが、十分な結果を得られず、今般行政及び教育の最終責任者として自戒が必要と考え、私と教育長の給与を１カ月１０％減額することといたしましたので、所要の改正を行うものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。提案説明といたします。

中島議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

河合議員 議長。

中島議長 はい、河合議員。

河合議員 おはようございます。それでは、議第７２号豊郷町特別職の職員で非常勤のも

のの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例に対して、少しあれではございますけれども、質疑をさせていただきます。

私ごとではありますけれども、私の私見としては、ちょっと遅いんじゃないかなという感じがいたします。あれであれば、私は、今回、大変疑問に思っていることがございます。何かというと、わが大町区のことですね。大町のことを、この議場で、日本共産党の豊郷支部の議員さんが、あらゆる質問をされました。また、その関係で一部の方がチラシ等々、ビラをまきました。今回、この案件に対して、この発端は、ある自治会の個人情報漏えい問題があったからこそ、この提案をされたと思います。伊藤定勉町長はじめ、この関係の方が、関係各位の諮問機関ならびに顧問弁護士さんへ頼んで相談をして、今、現状に至ったのではないかなと私自身は思っております。

ただ、今回は、まずは最初に、一部地域の漏えい問題が発覚したときに、日本共産党の豊郷支部の方が、誰ひとりと質問もなけりゃ何もなかった。不思議でならない、私は。どういう意味か。私は、しなかったんではないと思います。できなかったんでしょう、質問を。これ以上言いませんけれども。

それと、職員の方々に一言申し上げたいことが、庁舎の内外であろうと、業務時間内外であろうと、職員の方々は、様々な職員が雇用されております。正職ならびに臨時職員、パート、会計年度、いろんな方々がおられます。やっぱり、どこに行っていようが、やはり公務員という立場を、私は理解をいただきまして、二度とこのようなことがないように注意をしていただきまして、私の質疑ではございますけれども、この件に関しまして、伊藤定勉町長はどのような見解を持っておられますか、お聞きをしたいと思います。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長 はい、伊藤町長。

伊藤町長 それでは、11番、河合議員さんの質疑にお答えいたします。

個人情報が出て、いろいろな経過がありますけれども、一時はもう、即、私も自分の処分を考えたところであります。そしてまた、その発覚直後から、懲戒審査会を開く過程の中で、即、総務省の自治行政局の課長と面談させていただいて、経過とおわびをしたところでございまして、こういう情報が流れた場合は、やはり業者とかいろいろな利害関係の方に流れる件がたくさんあるということで、相当な厳しい処分が行われておりましたですけれども、そのときに「小さい町で大変やな、町長」という形で、そういうような言葉をいただいて、それで、審査会等で、あのような皆さん方に報告した処分となったところであります。特に、情報がやはり流出するというような、やはり行政としてはあってはならんこ

とであります。そういう思いで私も処分の方、考えたところですけども、その機を逸したのと、そして、今回こういう形になったというのは、絶えず私も、今の河合議員のおっしゃったとおり、行政職員で、正職、会計年度とか、昔ですと嘱託職員、云々は関係ないと。必ず、町民さんは豊郷町職員という感覚で捉えるので、特に長期休暇のときには、訓示のところで、それはもう皆さん方一人ひとりで、背中の中に豊郷職員であるということを自覚してほしいということで、常々言っていたのでありますし、今回このような私生活の中で起こったというの、これは大きな自治体ですと、そして大きな事件ですと、「ああ、ほら悪いやっちな」で済みますけれども、先ほど見た個人情報の場合も、そういう形の中で「小さい町やんか、なんで、人間関係であれやな」という、そういう、総務省の課長がおっしゃったように、この小さい町ですと「なんや豊郷町職員がやっとなるやんけ」って、すぐ私も、今回、2年連続で起こったということは、特にもう、ちょっとショックでありましたので、教育長と相談させていただいて、それで、こういう提案をさせていただいたところでございます。

これからはしっかり職員一丸となって、会計年度変わらずそれぞれ1人ずつ豊郷町の職員として頑張ってくれることを期待して、そして自戒の念を込めて提案させていただいたものでありますので、どうぞご理解のほどよろしく願いいたします。

中島議長 ほかに質疑はございませんか。

議 員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第72号の討論を行います。討論はありませんか。

河合議員 はい、賛成討論。

中島議長 討論の申出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

議 員 なし。

中島議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

河合議員 はい。

中島議長 河合議員。

河合議員 それでは、賛成討論を行います。議第72号に対する賛成討論でございます。

初めに、この件は、令和6年1月に判明した情報漏えい事件では、コンプライアンス、法令遵守ですね、意義の欠如が原因だった職員への教育を徹底したいとして謝罪をしました。このコンプライアンス意識には、法令違反をしないというだけでなく、社会常識、規範、倫理等に関心を払い行動することでありますが、

非常に残念なことに、同年 7 月、コンビニ店員に肋骨骨折のけがを負わせたとして、愛里保育園の保育士が傷害容疑で逮捕され、さらに令和 7 年 5 月に福祉施設職員の方を押し、足を蹴る暴行の疑いで、またも愛里保育園の会計年度任用職員が逮捕されるといった不祥事が発生しました。

たった 2 年の間に 3 件もの不祥事が続いています。これらの不祥事は、信用失墜行為であって、職員がその職務に関連して行う行為や、職務とは無関係の私生活であっても、職員の職の信用を傷つけ、または、職員の職全体の不名誉となるような行為であり、公務員としての社会的信頼を損なう行為となります。

町長と教育長は、当然ながら、職員を適切に指揮監督し、町民の意向や、政策課題に的確に対応できる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織体制を整備するといった地方公務員法第 6 条の任命権者としての法的責任と道義的責任を負うものであります。

こうしたことに対して、今回の町長と教育長の判断と決断は、一連の不祥事を真摯に受け止め、自ら罰して、法的責任と道義的責任を果たしたものと評価に値し、今後の行政運営や教育行政に対して期待が持てるものであることから、賛成といたします。

中島議長 ほかに討論はございませんか。

議 員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第 7 2 号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立をお願いします。

議 員 （起立、全員）

中島議長 全員賛成であります。よって、議第 7 2 号は可決されました。

日程第 5、議第 6 3 号豊郷町下水道使用料条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、議第 6 3 号豊郷町下水道使用料条例の一部を改正する条例について説明します。

本町下水道事業会計は、流域下水道の維持管理負担金の値上げ等の影響を受けたため、令和 7 年 5 月 2 8 日付にて、下水道事業の経営状況及び下水道使用料について本町下水道事業審議会に諮問したところであります。その後、答申をい

ただき、下水道事業会計の経営状況を鑑み、資金不足に陥らないよう、今回、下水道使用料を改正するものであります。

改正に至る経緯等については、先の全員協議会で説明いたしましたとおりで、料金体系は現行どおりとし、基本料金を1,200円から1,400円へ200円の増、また、各料金体系において1立米当たり20円増額するものです。また、本条例は令和8年4月1日から施行し、同年5月1日以降に算定する使用料について適用するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

中島議長 これより質疑を行います。質疑はございませんか。

本田議員 はい。

中島議長 4番、本田議員。

本田議員 豊郷町下水道事業審議会、抜粋資料についてお尋ねします。

11ページにありますように、下水道使用料収入の部分なんですが、改定率16%。

河合議員 異議あり。

中島議長 本田さん、資料は何の資料ですか。

本田議員 はい。

中島議長 それを基に言うてはんの。

本田議員 はい。

中島議長 それ、皆さん持ってはらへんけど。よろしいですか。

本田議員 持ってないんか。よろしいか。

中島議長 はい、どうぞ。

本田議員 16%の改善で、約9,911万1,000円となっています。この資料で言いますと、年間2,000万円ということで考えてよろしいか、お答えください。

上下水道課長 議長。

中島議長 中山上下水道課長。

上下水道課長 失礼します。本田議員のご質疑にお答えします。

約2,000万円ということで、そちらの収入使用料ということでございます。正確に言いますと、ちょっと、1,900万円台ぐらいになるんですが、2,000万円でございます。

中島議長 ほかに質疑ございませんか。

今村議員 はい。

中島議長 はい、今村議員。

今村議員 議第63号豊郷町下水道使用料条例の一部を改正する条例案につきまして、

質疑を行います。質疑は、豊郷町下水道事業審議会の、この答申の中で書かれている内容からして、３点質疑をさせていただきます。

本町の下水道事業は平成９年に供用開始がされまして、令和２年から企業会計に移行している。その間、使用料改定を行っておらず据置きとされ、今回、下水道事業の経営が、使用料収入をもって行う独立採算制を基本原則としながら、その本来の目的である公共の福祉を増進していくことが求められる。

こういった中で、県の流域下水道の負担金の値上げや、光熱水費等の高騰などで、今回料金改定に踏み切るという説明で、その中で３番目の附帯意見というのがありまして、その中で、１点目は、この１、２、３、４と、４点について附帯意見が出ているんですが、それを受けまして、上下水道事業は、今後、今、社会的にもわが国においても、災害などを考えたときに、社会インフラの国土強靱化、こういった交付金で、道路とか河川なんか、また橋なども補強がされてきています。こういったことは、国、県、町、それぞれが、やはり税金を投入して賄うということが可能であると私は考えております。今回、町独自の判断で、使用料、受益者負担の軽減を町長は考えませんかでしょうか。これが１点目。

２点目は、物価高騰対策で、今、上水道におきましては、基本料金を５か月間免除という形に実施をしておりますが、この下水道料金についても、町独自に基本料金を減免する。こういったことについての検討はなかったのでしょうか。

次、３点目。水は、上下水道とも、もう生活に欠くことのできない、やはり、命の水というものだと考えています。ライフラインで、これは、これから少子高齢化で人口減少、こういった中でも、持続可能に維持をしていかななくてはならない社会インフラと言わなくてはなりません。今般、今回この条例改正案の中で、全協のときにも質疑をさせていただきましたが、町の基本料金２００円上げと、あと、各使用料、徴収料金の徴収の、２０円ずつの引き上げとありましたが、その中で、わが町の下水道料金払っている世帯の一番多い、集中しているのが、１０立米から３０立米の１,２９０世帯。これは、豊郷は下水道の水洗化率、普及率が非常に県下でも高い実態ですが、一番集中しているその階層に対して、使用料の徴収基準を細分化するとか、そういうこととかで負担を和らげるということは、特に低所得者世帯とか高齢者の世帯とか、そういったことは、改定の中でお考えにはならなかったのでしょうか。

この３点について、町の答弁を求めます。

上下水道課長 議長。

中島議長 はい、中山上下水道課長。

上下水道課長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

まず、1 番目の質問の使用料の軽減、2 番目の質問、上下水の経費使用料の軽減などについてなんですが、こちらとしましては、経営計画を組んでいく料金を改定する中では、下水道事業は、「使用収入をもってその経費を賄い、自立性を持って事業を継続していくこと」を原則とする独立採算の原則と、「下水道サービスを受ける者がその経費を負担すべき」という原則のもとに事業を行っていくということで、今回の改定をしております。もちろん、今回上水道の軽減を受けているような使用料の軽減等が補助金等で出てくれば、検討の中では今後していくかとは思いますが、今回の料金改定の段階では、軽減部分については特に考えずに経営状況を講じてやってきたところでございます。

3 つ目の質問の、2 0 0 円の引上げ、2 0 円の引上げというところで、使用料収入の 1 0 立米から 3 0 立米世帯が全体の 5 0 . 4 % ぐらいのところに集中しておりまして、議員のおっしゃるとおり、高い水準を持っております。審議会の中でも、ここだけの値上げを大きくして、ほかの方のところはあまり変えずにという議論は出ましたが、今回物価上昇とかが原因になっている値上げもありまして、全世帯値上げをするような形で、2 0 円という形になったところでございます。もちろん、この 1 0 立米から 3 0 立米のところの 5 0 % のところを、1 0 立米から 2 0 立米、2 0 立米から 3 0 立米ということで、料金体系を変えていけばという議論はありましたが、今回のところは現行体系を維持して、次の課題にしたところでございます。

以上です。

今村議員 再質問。

中島議長 はい、今村議員。

今村議員 今、町民の暮らしを考えていただければ、物価高で、本当に町内のどの階層の老若男女皆さん、生活が大変だという状況になっております。こういった中で、県の流域下水道の負担金の値上げが、ひとつの要因だということで説明は受けたんですけども、この下水道のこういった経費については、私は、町独自の、単独でも、先ほど、企業会計は使用料負担で賄うのが原則だという話をされましたけれども、町内の中での雨水対策やいろんな面で、町独自の一般財源でやることもあるし、まして、公共インフラですから、公益性を考えたら、町がどういう補助金負担なりしても、やっている自治体もあるわけです。ですから、私は、うちの会計の一番の問題は、下水道事業が、施工がものすごく短縮されて、年度を短くして工事が行われた結果、長期債で債務の負担が今もずっと続いていると。このことがやっぱり会計を圧迫する一番の要因なんですけど、こういったことも含めて、やっぱり町民の生活に欠かせない上下水道の、今後人口減少が分かって

いますので、いろんな手当てが必要になってくると思うんですけれども、町だけではできないこともあると思いますが、やっぱりもっと積極的に、県にも国にもそういうことも提案して、安心・安全な水を確保して、下水道事業も皆さんの公衆衛生の立場でやっていただきたいと思うんですが、そういったことについて何かお考えがあるものでしたら、ちょっとそれだけでも動向を教えていただけませんか。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長 はい、伊藤町長。

伊藤町長 それでは、今村議員さんの再々質疑にお答えいたします。

おっしゃったように、インフラは、やはり劣化もしてきますし、そしてまた耐震化も、下水道管の。していかならんと。豊郷町はやはり面積が小さいですからそう負担はないと思うんですけれども、そういった中で、八潮市みたいなことがあれば、やはり大変なことですから、それで国の方に、安心・安全なまちづくりという形の中で、国土強靱化5カ年20兆円強、さらに上乗せするように、これはもう、滋賀県19市町首長がそろえて、財務省、国交省に陳情にも上がっているところでございまして、そういった中で、しっかりと、やはり国から予算を取ってくるというのが一番大切であろうし、しっかりと予算をつけていただくというのがまず第一ですので、ぜひとも皆さん方のお力をまた、いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

鈴木議員 議長。

中島議長 はい、10番、鈴木議員。

鈴木議員 議第63号に対する質疑をさせていただきます。

全員協議会で説明がありました。若干の補足資料の提出をお願いしておきまして、資料をいただきました。ありがとうございます。それについて2点ほど質疑をさせていただきたいんですが、1点は、この補助金が、繰出し基準の計算により使用料収入の増加に伴い減少すると。つまり、独立採算性の原則から、起債を越して収入が増えればそれだけ補助金が減少するという仕組みだということなんだと思うんですが、この基準がどれだけで、どれだけなったらどれぐらいの基準になるかという説明をお願いしたいというのが1点です。

それともう1点は、資本的収入で、資本平準化のために5,000万を借り入れるということで、その償還で、企業債償還金ということで、これは1,100万円ほど増えているんですが、この資本費平準化債の説明と、資本費平準化債というのはそもそも何なのかという説明と、それから、今、長期金利が値上げされるんじゃないか云々というのが今、日銀でも審議されているというようなこと

で報道がありますが、現在ではどれぐらいの利率で予定されているのか、その点を、説明をお願いいたします。

上下水道課長 議長。

中島議長 はい、中山上下水道課長。

上下水道課長 それでは、鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

まず、繰出基準のところの話で、減額の話なんです。町の会計と使用料会計、6年度で計算しますと、約2億9,700万円の収益的収入を6年度では上げておりまして、使用料につきましては、1億2,000万円の収入が入って40%ぐらい。一般会計の繰り出しということで、基準内・基準外を含めて45%ぐらい、1億3,000万円ぐらいを補助いただいているような、補填いただいているような状態でございます。

こちらにつきまして、使用料が上昇した場合なんです。この中の繰入れの基準内のところに、分流式に関する経費というところがあるのですが、その割合で、本会計として5,000万円ぐらいをもらっておりまして、本町の下水道会計は分流式経費でございますので、その分、補填される金額に足りない分、処理で、施設費とか機器とかで足りない分は、全部分流式のところでもらえるような状態になっている部分が、5,000万円ほど枠があるんですが、その枠のところ、使用料収入を上げますと補えたということになりますので、減っていく計算になります。こちらの計算をしますと、厳密に計算しますともう少し変わるかもしれないんですが、先ほど本田議員のご質疑があったみたいに、1,900万円の収入を上げた場合、1,300万円ぐらいの補助額が減るのではないかと想定しております。

続きまして、資本費平準化債についてご説明させていただきます。

資本費平準化債とは、下水道事業の元金償還期限30年末と、減価償却額最長50年というところで、元金償還金と減価償却費の差について、構造的に資金不足が生じるというところが問題に、下水道会計にはありまして、その不足額を補うことができるということで起債をはることができるということになりまして、全ての会計、何でもお金が借りられるわけではなく、資本費平準化債という範囲の中でお金を借りて、会計を維持してくださいというところでございます。

本年度は5,000万円というところで資本費平準化債の借入れができましたが、減価償却費とか減価償還金が変わってくると、5,000万円今年は借りられたけど、ずっと5,000万円が借りられるというわけではなく、4,000万円、3,000万円と減っていくところでございます。ただし、こちらの関係は、現年の該当予算に対してお金を借りることによって会計を賄えるところであり

ますが、起債をはるということになりますので、こちらに関しては、将来、未来に借金をしているわけですので、また、そこも返還しなければならないということが生じます。

ちなみになんですが、今回平準化債を、補正予算の方にも出てくるんですが、借り入れまして、利息の方がかかりまして、こちらの利率については2.11%というところで、利率がかかってきております。

以上です。

鈴木議員 議長。

中島議長 再質疑。はい、鈴木議員。

鈴木議員 私が聞きしたのは、おっしゃっていただきたかったのは、これだけ収入が増えれば、それか、例えば総収入の何%で使用料が増えれば、これだけ補助金が減るという、そういう計算の根拠というか、計算表というのがあるんですかと。それに合わせて、例えば、大方に、今のお話で、2,000万円ぐらい収入されたら1,300万円ぐらい補助金が減ると言うんですが、その計算の根拠というのはあるんですかと。

上下水道課長 議長。

中島議長 はい、中山上下水道課長。

上下水道課長 計算の根拠はあります。決算を打ちまして、繰出基準内外のところで計算式を順番に当てはめていきます。細かい計算式につきましては、また水道課の方に聞いていただければ、説明させていただきます。

中島議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

中島議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第63号豊郷町上下水道使用料条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

議員 異議なし。

中島議長 異議なしと認めます。よって、議第63号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第6、議第64号町道路線変更についてから日程第7、議第65号町道路の認定についてまでを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、議第 6 4 号町道路線の変更について及び議第 6 5 号町道路線の認定についてを一括してご説明申し上げます。

議第 6 4 号町道路線の変更については、道路法第 1 0 条第 2 項の規定により、路線延長を 2 5 2.5 メートル延長し、町道二ツ池東西線の終点の変更を行いたため、同路線を変更するものであります。

次に、議第 6 5 号町道路線の認定については、大字下枝ならびに大字安食南地先の宅地開発行為に伴い、都市計画法第 4 0 条第 1 項の規定により、帰属された道路、計 3 路線を町道として認定するものであります。

路線番号、路線名、起点、終点については、表のとおりであります。

議第 6 4 号の変更につきましては、道路法第 1 0 条第 3 項において準用する道路法第 8 条第 2 項の規定により、議第 6 5 号の認定につきましては、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を経るものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

中島議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

今村議員 はい、1 2 番。

中島議長 1 2 番、今村議員。

今村議員 町道の路線変更と認定という形なんですけれども、今、豊郷町では民間宅地分譲、そういう地域がいっぱい出てきているんですけれども、この町道が、新しい認定がどんどんされていくという形で、業者側から、そういう、町に対して申入れがあるのかなと思っているんですけど、今後の見通しとして、町内の町道の延長、どのくらいまで、今年いっぱい来年ぐらいで進むと。今どのくらいの町道の路線があるのか、その辺をちょっと、説明をお願いいたします。

地域整備課長 はい、議長。

中島議長 はい、山田地域整備課長。

地域整備課長 今村議員の質疑にお答えします。

これからの町道はどれだけ増えていくのかということなんですけれども、今のところ宅地開発の予定はありませんので、今後どうなるかは分かりませんが、小さい宅地造成は進んでいるんですね。なので、町道が横に広がるというのがあります。だから面積が増えるというのがありますけど、町道路線が一気に増えるというのとはちょっと少ないかなと思っています。

あと、もう 1 つ、四十九院で、里道があるところを 6 メートルの道に拡幅する計画がありますので、その部分は町道として増える予定はしております。

以上です。

今村議員 全体の長さはどのくらいなのでしょう。何キロメートルぐらい。

中島議長 はい。

地域整備課長 今のところ78キロメートル。

中島議長 ほかに質疑はございませんか。

議員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第64号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第64号町道路線の変更についてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

中島議長 全員賛成であります。よって、議第64号は原案のとおり可決されました。

続きまして、これより議第65号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第65号町道路線の認定についてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

中島議長 全員賛成であります。よって、議第65号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第66号令和7年度豊郷町一般会計補正予算(第3号)から日程第13、議第71号令和7年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第2号)までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第66号令和7年度豊郷町一般会計補正予算(第3号)から議第71号令和7年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第2号)までの、一般会計補正予算、各特別会計補正予算について、一括してご説明申し上げます。

まず、議第66号令和7年度豊郷町一般会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,865万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を64億2,112万6,000円とするものです。歳入では、地方特例交付金29万4,000円、国庫支出金2,487万円、県支出金1,006万9,000円、寄附金2億5,150万円、繰入金9,872万円、町債320万円を追加するものです。次に、歳出では、総務

費 2 億 6,832 万 9,000 円、民生費 4,874 万 7,000 円、衛生費 739 万 4,000 円、農林水産業費 51 万円、商工費 15 万 5,000 円、土木費 3,268 万 7,000 円、消防費 1,994 万 7,000 円、教育費 1,117 万円を追加し、議会費 28 万 6,000 円を減額するものであります。また、繰越明許費は、第 2 条の地方債の追加は第 3 表のとおりであります。

次に、議第 67 号令和 7 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 103 万円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 8 億 2,208 万 1,000 円とするものであります。歳入では、県支出金 15 万円を追加し、繰入金 118 万円を減額するものであります。次に、歳出では、保険給付費 15 万円、諸支出金 54 万円を追加し、総務費 118 万円、基金積立金 54 万円を減額するものであります。

次に、議第 68 号令和 7 年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 361 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 7 億 7,821 万 6,000 円とするものであり、歳入では、国庫支出金 97 万 7,000 円、支払基金交付金 78 万 5,000 円、県支出金 39 万 9,000 円、繰入金 145 万 5,000 円を追加するものです。次に、歳出では、総務費 71 万 1,000 円、保険給付費 290 万 5,000 円を追加するものです。

次に、議第 69 号令和 7 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 602 万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 1 億 131 万 2,000 円とするものです。歳入では、後期高齢者医療保険料 814 万 4,000 円を追加し、繰入金 212 万 4,000 円を減額するものです。次に、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金 638 万 3,000 円を追加し、総務費 36 万 3,000 円を減額するものです。

次に、議第 70 号令和 7 年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。第 2 条収益的支出のうち、支出第 22 款水道事業費用の既決の予定額に 368 万円を追加し、総額を 2 億 1,081 万 8,000 円とするものです。

最後に、議第 71 号令和 7 年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。第 2 条収益的支出のうち、支出第 51 款下水道事業費用の既決の予定額に 232 万 5,000 円を追加し、総計を 3 億 6,995 万 1,000 円とするものです。

以上、議第 66 号から議第 71 号までを一括して説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

中島議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

今村議員 はい、12 番、今村。

中島議長 12 番、今村議員。

今村議員 議第 66 号令和 7 年度豊郷町一般会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。

まず、9 ページと 10 ページです。9 ページの民生費、国庫負担金の中の社会福祉費負担金で、障害者技術支援給付費負担金 1,425 万円、また、障害児入所給付費等事業負担金 560 万円、10 ページの方に、県の民生費県負担金で、同じく、障害者自立支援給付負担金 712 万 5,000 円。その下の下に、障害児入所給付費等事業負担金ということで 280 万円。これは、この対象の方たちの人数や中身が増えたのかなと思うんですが、その概要だけ説明してください。

次に、15 ページの款 3 民生費の項 1 社会福祉費の中で、12 番障害福祉費で、18 番負担補交の補聴器購入費助成事業助成金というので、20 万円増額補正があるんですが、今年度に入って増額になっているということは、件数が増えてきているのかなと思っているんですが、これを入れて、トータルで今何件助成申請が上がっておられるのか、その数を教えてください。

そして、項 2 の児童福祉費の児童福祉総務費で、7 番報償費で、出産祝い金が 60 万円。ここに増額補正があるんですが、出生数が豊郷で上がってきているのかなと。ちょっと分からないので、今年度の動向を、どのぐらい見込みがあるのか、町が把握できる範囲で結構ですので説明してください。

それから、16 ページの方では、項 2 の清掃費の中で、清掃総務費で、報酬が、生ごみ減量作業員の報酬減額 10 万 4,000 円が報償費として 10 万 5,000 円。生ごみ減量作業員報償金ということで、何か、これはどういう形でなっているのか、また、修繕料の 125 万 4,000 円も、どこの修繕料なのかをちょっと説明してください。

それから、19 ページの項 6 保健体育費で、保健体育総務費で、10 番需用費で 330 万円、賄い材料費ということで増額補正が行われておりますが、この 18 について説明をお願いします。

保健福祉課長 はい、議長。

中島議長 辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

まず、歳入の 9 ページ、10 ページ、歳入の障害者自立支援給付費負担金、障

害児入所給付費等事業負担金と、次の１０ページの県支出金の負担金の増額の説明でございます。こちらに関しましては、障害者の在宅及び施設利用者に係るサービス給付費の支出見込みの増額でございますが、障害者の方のサービスに関しましては、およそ月平均で７.５人の増がありまして、増額をしております。

続きまして、障害児のサービス費に関しましては、月平均３名の増がございます。増額の方をしております。

続きまして、１５ページの補聴器の申請数でございますが、７年度現在で１０件、今、申請がございます。１５ページの出産祝い金でございますが、７年度の見込み数としまして、４７件を見込んでおります。

以上でございます。

住民生活課長 議長。

中島議長 はい、森住民生活課長。

住民生活課長 今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

１６ページの款４衛生費、項２清掃費、目１清掃総務費の１、報酬と７の報償費につきましては、生ごみ減量作業員が１名減となりましたため、スポットで作業員を雇用したく、報酬を減額し報償費を計上するものです。その次の、１０の需用費の修繕ですけれども、生ごみ処理機３号機の修繕分で、ベアリングの交換分を計上しています。

以上です。

教育次長 はい、議長。

中島議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

私の方は、議第６６号豊郷町一般会計補正予算の１９ページの教育費、項、保健体育費の保健体育総務費の賄い材料費についてですが、昨今の物価高騰と食材高騰に係る部分でございます。今現時点の予算執行率の方と、最終的な決算見込みとして出させてもらった部分の差額として３３０万円を計上しております。ちなみに、豊小分として１３５万２,０００円強、日栄小分として１３０万円強、幼稚園分として３４万９,０００円の不足分で、トータルで３０１万円なんです。今般、米の価格の方が高騰しておりますので、その部分、１０％分を上乗せしまして３３０万円計上しております。

以上です。

中島議長 ほかに質疑ございませんか。

議員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議会規則第39条の規定により、議第66号令和7年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）を予算決算常任委員会に、議第67号令和7年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第68号令和7年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第69号令和7年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を文教民生常任委員会に、議第70号令和7年度豊郷町水道事業会計補正予算（第3号）、議第71号令和7年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第2号）を総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

議 員 異議なし。

中島議長 異議なしと認めます。よって、議第66号を予算決算常任委員会に、議第67号、議第68号、議第69号を文教民生常任委員会に、議第70号、議第71号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、日程第14、発議第7号豊郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本議案の提出される河合勇議員の提案理由の説明を求めます。

河合議員 議長。

中島議長 11番、河合議員。

河合議員 それでは、議会議員定数削減の提案説明を行います。

私は、令和5年9月定例会から令和7年5月定例会までの間、実に7回の議員定数削減を訴えてまいりました。今回で8回目の提案となります。初めは、議員12人のうち、賛同者は、残念ながら0という非常に残念な結果でありましたが、私は、自分自身の信念に基づいて議員改革を提案してまいりました。

そんな折、令和7年3月定例会では、西山一男議員が賛成し、令和7年5月定例会では、西山一男議員、辻本勇議員、西澤博一議員が賛成をいたしました。私は、この3名の方は、身を切る改革、私の言う議員改革の一つであります。自身の政治的信念に基づいて決断されたのだと思います。

私は残念に思います。12人もの議員がいるにもかかわらず、人ごとにしていませんか。定数を10人に削減することによって、議員の危機感を醸成できると思います。だからこそ、私は議会改革をする前に、まずは議員改革をすべきであり、議員の資質の向上を図る必要があると提案しているものであります。

これまでも十二分に提案理由を述べてきました。今回で8回目の提案となりますので、同じことを何度も言いませんが、身を切る改革として、議員定数を削減し、議員一人ひとりが議員活動に専念して、住民の民意と信託に応えようでは

ありませんか。私は信念に従って、議員定数の削減を提案し続けてまいります。
賛同をよろしくお願いをいたします。

中島議長 これより質疑を行います。質疑はございませんか。

議員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、発議第7号の討論を行います。討論はありますか。

今村議員 議長。反対討論。

中島議長 討論の申出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番、今村議員。

今村議員 発議第7号豊郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案に対する反対討論を行います。

この議員定数削減は、今後、少子化、人口減少が進む豊郷町が、持続可能な住民自治を確立する上で大きなマイナスであると判断します。そこで、以下の理由を述べたいと思います。

1点目。多様性を欠く議会では、議会の団体意思決定、また、政策立案能力、また、行政監視の各機能に大きな影響を及ぼし、住民の多様性を反映した合議体である議会の存在意義が損なわれていきます。

2点目、議員を志す女性や若者、勤労者などの立候補を阻害する要因となり、議員の高齢化が進み、議会の形骸化と、町民の多様な要求が行政に反映されにくくなります。

3点目。今、豊郷町議会がやるべきことは、町民の皆さんの中にある多様な人材が、議員になるための環境整備と低額な議員報酬の引上げなどの議会改革で、民主的な議会をつくることであると考えます。これらの指摘は、全国町村議会議長会でも行っています。

以上の理由を述べ、豊郷町の町議会の議員定数削減には反対といたします。

中島議長 ほかに討論ございませんか。

議員 なし。

中島議長 次に、本案に対する賛成討論はありますか。

議員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第7号豊郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、少数）

中島議長 起立少数であります。よって、発議第 7 号は否決されました。

日程第 10 号、発議第 8 号多様な民意を切り捨てる比例定数削減に反対する意見書（案）を議題といたします。

本議案の提出者である本田清春議員の提案理由の説明を求めます。

河合議員 動議。動議。

中島議長 はい。動議の内容は。

河合議員 今、議題となっている発議第 8 号は、皆さんのお手元の次第のとおり、総務産業建設常任委員会に付託議案となっておりますので、会議規則第 39 条第 2 項によって、本会議においての提案者の説明の省略をすることを述べます。

議 員 （賛成あり）

中島議長 ただいま、河合勇君から、発議第 8 号は提案者の説明を省略することの動議が提出されました。この動議は、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたします。

意見書の提案説明を省略する動議を議題として採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。意見書の提案説明を省略する動議のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

議 員 （起立、少数）

中島議長 起立少数であります。よって、発議第 8 号について、提案者の提案説明の省略することの動議は否決されました。

したがって、引き続き提案者の提案説明を求めます。

本田議員 議長。

中島議長 4 番、本田清春議員。

本田議員 それでは、多様な民意を切り捨てる比例定数削減に反対する意見書案を述べます。

自民党と日本維新の会は、国会議員定数削減を臨時国会で成立させようとしています。とりわけ、比例代表の定数削減が狙われています。これは、企業団体献金、裏金問題を不問にして、議員定数問題にすり替えるものにほかなりません。

衆議院では、小選挙区制度によって 52% が死票になっており、比例代表は多様な民意を反映する大切な役割を持っています。それを削ることなど許されません。

現行の衆議院定数 465 は、1925 年の普通選挙以降、最も少ない水準であるとともに、経済協力開発機構 OECD 加盟 38 カ国中、下から 3 番目と、国際

的に見ても国会議員が少なく、定数削減に合理的な根拠はありません。

選挙制度は議会制民主主義の基本問題であり、国民主権に関わる重大問題であって、国民の声を正確に反映する民主的制度はどうあるべきかという立場から議論されなければなりません。よって、豊郷町議会は、国会及び政府に対し、議会制民主主義の根本を擁護する立場から、次の事項を実現するよう強く要請します。

1、国会議員定数比例定数の削減を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

中島議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、発議第8号多様な民意を切り捨てる比例定数削減に反対する意見書(案)を総務産業常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

議員 異議なし。

中島議長 異議なしと認めます。よって、発議第8号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第16、発議第9号議員派遣の件を議題とします。

お諮りいたします。議員派遣の件について、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

議員 異議なし。

中島議長 異議なしと認めます。したがって、発議第9号議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

本定例会会期中の日程は、皆様に配付しました日程表により、審議されるようよろしくお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午前10時15分 散会)